

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十九条及び第三十条第一項並びに第三十一条第三号の規定に基づき、くみ取便所並びに特殊建築物及び特定区域の便所の構造方法並びに改良便槽内の汚水の温度の低下を防止するための措置の基準を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

くみ取便所並びに特殊建築物及び特定区域の便所の構造方法並びに改良便槽内の汚水の温度の低下を防止するための措置の基準を定める件

- 第一 くみ取便所の構造方法は、次に定める構造とすることとする。
 - 一 便器から便槽まで連絡する管及び便槽（便槽の上部が開放されている場合においては、その上口の周囲を含む。）は、耐水材料で造り、浸透質の耐水材料で造る場合においては、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じて漏水しない構造とすること。
 - 二 便所の床下は、耐水材料で他の部分と区画すること。ただし、便器から便槽まで連絡する管及び便槽

に開口部（便器の開口部並びに便槽のくみ取口及び点検口を除く。）がない場合にあつては、この限りでない。

三 くみ取口は、次のイ又は口のいずれかに定める構造とすること。

イ くみ取口の下端を地盤面上十センチメートル以上とし、かつ、これに密閉することが出来るふたを取り付けること。

ロ 密閉することが出来る耐水材料で造られたふたを取り付けること。

第二 特殊建築物及び特定区域の便所の構造方法は、次に定める構造とすることとする。

一 不浸透質の便器を設けること。

二 小便器から便槽まで不浸透質の汚水管で連絡すること。

三 水洗便所以外の大便所の窓その他換気のための開口部には、はえを防ぐための網を張ること。

第三 改良便槽内の汚水の温度の低下を防止するための措置の基準は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 槽の周りを断熱材で覆つこと。

二 槽に保温のための装置を設けること。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。